

大鰐町事業者緊急対策支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に経営に大きな影響を受けている「飲食業」、「旅館業」を営む事業者を対象に給付金を給付します。

■給付対象者

(1) 町内において現に飲食業、旅館業を営んでいること。

※「飲食業」…食品衛生法による飲食店営業又は喫茶店営業の許可証を有し、食堂、居酒屋、喫茶店、レストラン及びスナック等、店内で飲食物を提供している飲食業者を対象。

※「旅館業」…旅館業法による営業許可証を有し、ホテル、旅館及び民宿等の宿泊施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させている旅館業者を対象。

(2) 令和2年3月又は4月のいずれかの月において、事業収入額が前年同月と比較して3割以上減少していること。ただし、事業開始から1年未満の場合は、事業開始月から令和2年2月までの月平均収入額と比較して3割以上減少していること。

(3) 暴力団関係事業者でないこと。

■給付金額

飲食業		20万円
旅館業	収容人数20人未満	20万円
	20人以上30人未満	30万円
	30人以上50人未満	40万円
	50人以上	50万円

■申請受付期間

令和2年5月11日（月）～令和2年8月11日（火）まで（必着）

※原則郵送による提出とします。

■提出書類

- 給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）
- 食品衛生法又は旅館業法による営業許可証の写し
- 減収月及び前年同月の事業収入額を記載した帳簿等の写し（様式は任意）
- 振込先口座の情報が確認できるもの（通帳の写し等）

■その他

申請書兼請求書（様式第1号）の「4. 宿泊施設収容人数」とは、町が各施設から聞き取りし、現在、町が公表している人数とします。